

暴風警報等の発令時の春日井市図書館の臨時休館等の基準

暴風警報等の発令時における春日井市図書館の臨時休館等については、春日井市図書館管理規則（昭和45年教育委員会規則第3号）第3条第1項第4号に基づき、臨時に休館又は利用時間の短縮を行う場合の基準を次のとおり定める。

1 臨時休館基準について

利用者の安全を確保するため、次のいずれかに該当するときは、原則として臨時に休館日を設け、又は開館時間を短縮するものとする。

- (1) 春日井市に暴風警報、暴風雪警報又はレベル5 特別警報が発表された場合
- (2) 図書館又はその周辺地域に対し、市災害対策本部が「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令した場合
- (3) 施設の破損若しくは停電又は周辺地域での倒木、道路冠水その他の風水害の発生により、図書館又は利用者の安全確保が困難となった場合
- (4) その他、利用者の安全確保のため、館長が必要と認めるとき

2 臨時休館実施について

- (1) 開館時間前に臨時休館基準の状況となった場合は臨時休館する。
- (2) 開館時間中に臨時休館基準の状況となった場合はその時点から臨時休館する。

3 再開館基準について

春日井市に発表された暴風警報、暴風雪警報及びレベル5 特別警報、並びに市災害対策本部が発令した「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」が解除され、図書館及び利用者の安全が確保されたことを確認できた場合

4 再開館時期について

開館時間中に再開館基準の状況となった場合は、市域及び施設の状況を確認し、安全が確保された後に開館する。ただし、午後5時以降に再開館基準の状況となった場合は、その日は終日休館とする。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年5月20日から施行する。

附則

この基準は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この基準は、令和8年7月10日から施行する。

暴風警報等の発令時の春日井市図書館の運営について

○ 臨時休館する場合

警報等の発令・風水害の状況等		図書館の運営
1	春日井市に暴風警報、暴風雪警報又はレベル5 特別警報が発表された場合	休館します
2	図書館又はその周辺地域に対し、市災害対策本部が「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令した場合	
3	施設の破損若しくは停電又は周辺地域での倒木、道路冠水その他の風水害の発生により、図書館又は利用者の安全確保が困難となった場合	
4	その他、利用者の安全確保のため、館長が必要と認めるとき	

※ 開館時間前に1～4のいずれかの状況になった場合は、その日は臨時休館します。

※ 開館時間中に1～4のいずれかの状況になった場合は、即時臨時休館します。

○ 再開する時期

- ・ 開館時間中に警報等が解除された場合は、市域及び施設の状況を確認し、安全が確保された後に開館します。

ただし、午後5時以降に警報等が解除された場合は、その日は終日休館とします。

○ 臨時休館等のお知らせ

- ・ 臨時休館や安全確認後に開館する場合は、施設への掲示やホームページに案内を掲載します。